○財務省告示第二十号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十三年一月二十四日

財務大臣　野田　佳彦

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（変動・十年）	第三回	五十九億三千九百八十二万円	五十九億千百七十三万二千七百五十八円
〃	第五回	三百五十六億三百十八万円	三百五十四億三千四百九十二万五千四百十二円
〃	第七回	四百六十億七千八百九十九万円	四百五十八億六千百二十四万百八十六円
〃	第九回	四百十九億四千九百八十四万円	四百十七億五千百六十万四千五百二十六円
〃	第十一回	四百十五億九千六十三万円	四百十三億九千四百十四万三千五百六十七円
合計		千七百十一億六千二百四十六万円	千七百三億五千三百六十四万六千四百四十九円

○財務省・農林水産省告示第一号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第二十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年一月二十四日

財務大臣　野田　佳彦

農林水産大臣　鹿野　道彦

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
八年以下	年七厘五毛
八年を超え九年以下	年八厘五毛
九年を超え十年以下	年九厘五毛
十年を超え十一年以下	年一分五毛
十一年を超え十三年以下	年一分一厘五毛
十三年を超え十四年以下	年一分二厘五毛
十四年を超え十五年以下	年一分三厘五毛
十五年を超え十七年以下	年一分四厘五毛
十七年を超え二十五年以下	年一分五厘

三の表を次のように改める。

償還期限	利率
八年以下	年七厘五毛
八年を超え九年以下	年八厘五毛
九年を超え十年以下	年九厘五毛
十年を超え十一年以下	年一分五毛
十一年を超え十三年以下	年一分一厘五毛
十三年を超え十四年以下	年一分二厘五毛
十四年を超え十五年以下	年一分三厘五毛
十五年を超え十七年以下	年一分四厘五毛
十七年を超え十七年以下	年一分五厘

附　則

この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第百九十九号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第三条第四項の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十三号（農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年一月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

「年一厘」を「零」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　北海道二海郡八雲町熊石泊川町八七一地先・八七八地先・八八〇地先（以上三筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）、八七八（次の図に示す部分に限る。）、八七一、八七九、八八〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び八雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　北海道赤平市住吉町八六〇地先・八二三の一・八二三の二・八三八・八六〇（以上一筆地先四筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び赤平市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　北海道沙流郡平取町字川向五〇の三地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、五〇の三・五〇の六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び平取町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　北海道紋別市上渚滑町中立牛七五一地先・七七三地先（以上二筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）、七七三（次の図に示す部分に限る。）、七五一